

## しみず Web カード型教育ローン取引規定

借主は、保証委託先株式会社ジャックス（以下、「甲」とします。）の保証に基づき、株式会社清水銀行（以下、「乙」とします。）としみず Web カード型教育ローンにかかる取引（以下、「カードローン取引」とします。）をすることについて、以下の各条項をカードローン取引の内容とすることに合意します。

### 第1条（契約の成立）

1. 本契約は、借主からの申込を乙が承諾する旨を通知した後に、乙所定の手続きが完了した時に成立します。
2. 借主と乙との契約内容について疑義が生じた場合には、乙が保存する契約記録票の内容を正当なものとしします。

### 第2条（届出印）

本取引の届出印は、返済用預金口座の届出印とします。

### 第3条（当座貸越を受けられる期間）

1. 借主が本契約に基づき、カードローン取引に用いるカード（以下、「ローンカード」とします。）を使用する等して借入を受けられる期間（以下、「カード利用期限」とします。）は、契約成立日（乙が本契約を承認し、かつ当座貸越取引口座を開設したときに本契約は成立するものとしします。）から、乙が契約内容を表示した Web 画面（以下「契約同意画面」といいます）に記載のカード利用期限の日までとしします。
2. 乙は、カード利用期限前であっても、次の各事由が生じたときは、いつでも借主に通知して新たな貸出を停止、又は、本契約の解約を行うことができるものとしします。なお、カードローン利用期限前に本契約の解約を行った場合、借主は解約時点の借入元金及び未払利息について第 11 条第 2 項に準じて返済するものとしします。
  - （1）本取引による借入について重大な資金使途違反があったとき
  - （2）借主の信用状態に著しい変化が生じるなど、債務の返済が困難になると甲もしくは乙が判断したとき
  - （3）金融情勢の変化のほか相当の事由が生じたとき
3. カード利用期限前であっても、取引規定第 20 条第 1 項により報告があった場合はカードローン取引を停止し、停止した日の翌月末日をカード利用期限とし、借主は貸出金の返済を開始するものとしします。ただし、その場合、元利金返済の開始日が、カード利用期限の繰上分早まります。
4. 借主に相続が発生した場合、本条第 1 項の規定にかかわらずカードローン取引は直ちに借入元本が確定します。なお、借主の相続人等がローンカードを使用した新たなカードローン取引を行うことはできません。
5. 乙は、カード利用期限前であっても借主に第 11 条の各号、第 12 条第 1 項または第 2 項の各号の事由がひとつでも生じたときは、本契約の解約を行なうことができます。その場合、借主は解約時点で借入元金および未払利息を一括して乙あて支払うものとしします。

### 第4条（取引方法）

1. 本契約によるカードローン取引は、当座貸越取引のみとし、小切手・手形の振出、あるいは引受けは行わないものとしします。
2. 借主は別に定める場合を除き、ローンカードを使用して出金する方法により当座貸越を受けるものとしします。
3. ローンカード、現金自動支払機（現金自動預金支払機を含みます。）の取扱いについては、別に定める「しみず《カード規定集》」によります。
4. 借主は、第 7 条の約定返済のため、乙所定の方法による届出により返済用普通（総合）預金口座（以下、「返済預金口座」とします。）を指定し、その口座に毎月の返済日までに返済金相当額を預入します。この場合、証券類で乙が受入れた金額は決済されるまでは返済に充当できないものとしします。

### 第5条（貸越限度額及び利息・損害金）

1. 本契約の貸越極度額は契約同意画面に記載のとおりとし、借主はカード利用期限までカードを使用して随時に任意の金額を借入することができます。
2. カード利用期限までの貸越金の利息（保証料を含む）は、付利単位を任意として、乙所定の利率によって計算のうえ、毎月 10 日（休日の場合は翌営業日）に返済預金口座から引落しされるものとしします。利息の計算は毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365 の算式により行うものとしします。
3. 前項の利息については乙所定の利率を次回返済日の前日までの間適用し、毎日の最終残高について計算するものとしします。
4. 前項にかかわらず、借入の時点で貸越残高・貸越利息が発生していない場合には、借入時の利率を、次回返済日の前日までの間適用します。
5. 乙に対する債務を履行しなかった場合の損害金は、14.0%（年 365 日の日割計算）としします。

### 第6条（借入利率の変更）

1. 貸越利率は乙が定める短期プライムレート（以下「基準利率」という。）を基準として、基準利率の変更に伴って引上げまたは引下げられるものとしします。
2. 利率変更の効力は基準利率が変動した日以降最初に到来する返済日より生じるものとしします。但し、返済日までに 2 回以上基準利率が変動したときは各変動幅を合算して変更されるものとしします。
3. 金融情勢の変化その他相当の事由により基準利率が廃止された場合には、一般に認められる金利を基準利率にするものとしします。

### 第7条（約定返済）

1. 借主は、カード利用期限までは、毎月 10 日（休日の場合翌営業日）に前月返済日から当月返済日前日までの利息を指定の返

済預金口座から自動引落としにより返済します。

- 借主は、カードローン利用期限後は、貸越元利金完済までの期間、毎月 10 日（休日の場合翌営業日）に元金と利息を指定の返済預金口座から自動引き落としにより返済します。約定返済額は下表の通りカード利用期限到来時の残高に応じた金額となります。

カード利用期限到来時の残高	約定返済額
50 万円以下	10,000 円
50 万円超 100 万円以下	15,000 円
100 万円超 200 万円以下	30,000 円
200 万円超 300 万円以下	40,000 円
300 万円超 400 万円以下	50,000 円
400 万円超 500 万円以下	60,000 円
500 万円超 600 万円以下	75,000 円
600 万円超 700 万円以下	90,000 円
700 万円超 800 万円以下	100,000 円
800 万円超 900 万円以下	110,000 円
900 万円超 1000 万円以下	120,000 円

- 当月返済日の貸越残高が約定返済額に満たない場合は、その金額を約定返済額とします。
- 損害金が発生した場合は、損害金と本条第 2 項記載の約定返済金額を返済預金口座から自動引落としにより返済します。
- カード利用期限から 10 年経過時点において、貸越残高・貸越利息が発生している場合は、その時点における借入元金及び未払い利息を直ちに一括して返済します。

#### 第 8 条（自動引落とし）

第 7 条による約定返済は自動引落としの方法によるものとし、乙は返済日に通帳及び払戻請求書なしで引落としの上、返済に充てるものとし、また、万一預入が遅延した場合には、預入後いつでも乙は同様の処理ができるものとし、また、

#### 第 9 条（随時返済）

- 第 7 条による約定返済の他、借主は随時に貸越残高に対して任意の金額を返済できるものとし、
- 前項の随時返済は第 8 条の自動引落としによらず、借主が直接店頭へ申込みか、現金自動預金支払機を使用する方法により行います。

#### 第 10 条（諸費用等の返済口座からの自動引落とし）

本契約の締結に際し、借主が負担すべき印紙税ほか諸費用がある場合は、契約締結時に返済預金口座から通帳および払戻請求書なしで引落としの上、支払に充てることができるものとし、

#### 第 11 条（期限の利益の喪失）

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、乙からの通知・催告等がなくとも本契約による債務について当然に期限の利益を失い、直ちに本契約による債務全額を返済します。なお、この場合、乙からの通知なしに直ちに本契約を解約されても異議ありません。
  - 第 7 条に定める返済を遅延し、翌々月の返済日に至るも返済しなかったとき。
  - 甲からの保証取消があったとき。
  - 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立てがあったとき。
  - 電子交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
  - 預金、定期積金、その他の乙に対する債権について仮差押、保全差押、または差押の命令通知が發送されたとき。
  - 住所変更手続を怠る等、借主が責任を負わなければならない事由によって、借主の所在が明らかでなくなったことを乙が知ったとき。
- 次の場合には、乙からの請求によって本契約による債務の期限の利益を失い、直ちに返済するものとし、なお、この場合、乙からの通知によって本契約を解約されても異議を述べないこととします。
  - 借主が、乙に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
  - 借主が、乙との取引約定の一つでも違反したとき。
  - 本契約によるカードローン取引に関し、借主が乙に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
  - 前各号の他、乙が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

#### 第 12 条（反社会的勢力の排除）

- 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの不当に関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は乙からの請求があり次第、乙に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
4. 前3項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、乙に何らの請求をしません。また、乙に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
5. 第3項の規定の適用により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

#### 第13条（解約・中止）

1. 前条第3項に規定する場合、乙は、同項に規定する請求の他、いつでも貸越を中止し、本契約を解約することができるものとします。
2. 借主はいつでも本契約を解約できるものとします。この場合、借主より乙所定の方法により乙に通知するものとします。
3. 前2項により本契約が解約された場合、借主は直ちにローンカードを返却し、貸越元金を返済します。
4. カードローン利用期限到来後、貸越元金がない場合、また貸越元金の返済が完了した場合は、この取引は乙から通知することなく当然に解約されるものとします。

#### 第14条（差引計算）

1. 本契約による乙に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と借主の預金、定期積金、その他の債権とをその債権の期限に関わらず、いつでも乙は相殺できるものとします。
2. 前項の相殺できる場合には、乙は事前の通知および所定の手続を省略し、借主に代わり諸預金の払戻しを受け、債務の返済に充当することができます。
3. 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率は本契約の定めによるものとします。

#### 第15条（借主による相殺）

1. 弁済期にある借主の預金その他乙に対する債権と、本契約による借主の債務とを借主は相殺することができます。
2. 前項により借主が相殺する場合には相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金、その他の債権の証書、通帳は届出印を押捺して直ちに乙に提出するものとします。
3. 第1項により借主が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、利率、料率は本契約の定めによるものとします。

#### 第16条（充当の指定）

1. 返済または第14条による差引計算の場合、借主の乙に対する全ての債務を消滅させるに足りないときは、乙が適当と認める順序、方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べないものとします。
2. 前条により借主が相殺する場合、借主の乙に対する全ての債務を消滅させるに足りないときは、借主の指定する順序により充当することができます。
3. 借主が前項による指定をしなかったときは乙が適当と認める順序、方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べないものとします。
4. 第2項の指定によって乙が充当する場合には、借主の期限未到来の債務について期限が到来したものとして、乙はその順序、方法を指定することができます。

#### 第17条（代位弁済）

借主が期限の利益を喪失した場合その他借主の弁済期が到来した場合、乙が甲より代位弁済を受けても異議を述べないものとします。

#### 第18条（危険負担・免責条項等）

1. 借主が乙に差し入れた本契約および債務に関する証書等が、事故、災害、やむを得ない事情により紛失、滅失、または損傷した場合には、乙の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済するものとします。なお、乙から請求があれば直ちに代替りの証書等を差し入れるものとします。
2. 乙に提出した書類に押捺された印影（または暗証番号その他の認証情報）を借主の届けた印鑑（または暗証番号その他の認証情報）に相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取引したときは、書類、印鑑等について偽造、変造、盗用等があっても、そのために生じた損害については借主の負担とします。
3. 借主に対する権利の行使、保全に要した乙の費用は、借主の負担とします。

#### 第19条（届出事項）

1. 借主は氏名、住所、印鑑、電話番号、職業その他届出事項に変更があったときは、ただちに乙所定の方法にて届け出るものと

します。

- 借主の届出のあった氏名、住所に宛てて乙が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとします。

#### 第20条（報告及び調査）

- 借主は、本取引における資金使途の対象となるものが、その資格を失った場合（死亡、退学、中退等）、その事実が判明後直ちに乙あて届け出るものとします。
- 借主は、財産、債務、経営、業況、収入の他この取引による貸越金の使途等について乙から請求があったときは、直ちに乙に報告し、また調査に必要な便益を提供します。
- 借主は、その財産、債務、経営、収入等について重大な変化を生じたとき、または生じる恐れのあるときは、乙から請求がなくても直ちに報告します。
- ローンカードに偽造・紛失・盗難があった場合や、借主の氏名、住所、印鑑、電話番号その他乙に届け出た事項に変更があったときは、直ちに乙に届け出るものとします。また、借主の相続が開始した場合も同様とします。なお、届出の前に生じた損害については、乙は責任を負わないものとします。

#### 第21条（ダイレクトバンキングサービスの利用）

借主は、乙との取引において「しみずダイレクトバンキングサービス」の契約がある場合は、本申込によるカードローン口座を「しみずダイレクトバンキングサービス」の追加利用口座として登録することに同意します。

#### 第22条（規定の変更および告知方法）

- 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定にもとづき変更するものとします。
- 前項による本規定の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
- 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

#### 第23条（準拠法・管轄裁判所の合意）

- 本契約の準拠法は日本法とします。
- 本カードローン取引に関して紛争が生じた場合には、訴額のいかんにかかわらず、借主は乙の本店または取引店の所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意いたします。

#### 第24条（譲渡・質入・貸与の禁止）

ローンカード及びお取引明細書は譲渡、質入または貸与することができません。

#### 第25条（住民票の取得・利用）

借主は、本カードローン取引の申込に係る審査のため、または債権管理のために乙が必要と認めた場合には、借主の住民票を乙が取得し利用することに同意するものとします。なお、借主は乙が住民票取得に際し、借主との契約書の写し、乙の債権状況を証する資料、その他住民票交付条件とされた資料を行政機関に提出することに異議を述べないものとします。

#### 第26条（個人情報の取扱いにかかる同意）

- 借主の個人情報の取扱いにかかる同意については、乙が別途定める「個人情報の取扱いにかかる同意書」及びその各条項によるものとします。
- 借主は、保証人（私の委託を受けない保証人を含みます。）から乙に対して、民法458条の2所定の情報（主たる債務者の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その務に従たるすべてのものについての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものの額）の提供の請求があったときは、借主は乙が当該情報を保証人に提供することに同意するものとします。

#### 第27条（成年後見人の届出）

- 私は、家庭裁判所の審判により、私につき補助・保佐・後見が開始された場合、または私の補助人・保佐人・後見人につき補助・保佐・後見の審判が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により提出します。
- 私は、家庭裁判所の審判により、私につき任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面により届出します。
- 私は、借主につきすでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出します。
- 私は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出します。
- 前4項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。